

【市営住宅入居希望者募集要項】

1. 募集内容

- 1.令和 7 年 11 月末現在入居可能な、住宅の入居希望者
- 2.上記の以外の市営住宅で令和 8 年 5 月末日までに入居可能な空室が出た場合の入居希望者
(※) 1 及び 2 の希望者が複数の場合は、抽選にて入居順位を決定します。
- 3.入居可能有資格者へ別途通知する抽選会にて入居順位を決め、その順番にて入居案内を行っていきます。
- 4.決定した順位は、令和 8 年 5 月末日まで有効となります。
- 5.入居できなかった方が再度申込みされる場合は、再度申請していただくことになります。

2. 募集期間

令和 7 年 12 月 1 日(月)から令和 7 年 12 月 15 日(月)まで

(土・日・祝日を除く、平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

3. 受付場所及び問い合わせ先

尾鷲市中央町 10 番 43 号

尾鷲市役所 建設課 総務用地係 電話 0597-23-8241

4. 入居資格等(申込みのできる方)

次の条件をすべて満たす方

- (1) 尾鷲市内に住所のある方、または市内に勤務場所を有する方
- (2) 同居し、または同居しようとする親族がある方(婚姻予定者を含む。)。若しくは、单身の方で次に該当する方。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除く。

* 单身入居の方はお申し出下さい。

ア 60 歳以上(昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれ)の方

イ 身体障がい者(1 級～4 級)の方

ウ 精神障がい者(1 級～3 級)の方

エ 知的障がい者でウと同程度の方

オ 戦傷病者(特別項症から第 6 項症まで、又は第 1 款症)の方

カ 原子爆弾被爆者で認定を受けている方

キ 生活保護法に基づく被保護者の方

ク 中国残留邦人等で支援給付を受けている方

ケ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から 5 年を経過していない方

コ ハンセン病療養所入所者等の方

サ DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下 配偶者暴力防止等法という。)に規定する被害者)で次のいずれかに該当する方

- [1] 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第三号による一時保護又は同法第 5 条による保護が終了した日から 5 年を経過していない方
- [2] 同法第 10 条第 1 項により裁判所がした命令の申立てを行った方でその命令が効力を生じた日から 5 年を経過していない方

(3) **公営住宅法上の世帯の月額収入が 15 万 8 千円以下。**

ただし、次の条件を満たす場合は 21 万 4 千円以下

- ① 身体障がい者(1 級～4 級)の方がいる場合
- ② 精神障がい者(1 級～2 級)の方がいる場合
- ③ 知的障がい者で②と同程度の方がいる場合
- ④ 戦傷病者(特別項症から第 6 項症まで、又は第 1 款症)の方がいる場合
- ⑤ 原子爆弾被爆者で認定を受けている方がいる場合
- ⑥ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から 5 年を経過していない方がいる場合
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等の方がいる場合
- ⑧ 入居者が 60 歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもの方が 60 歳以上又は 18 歳未満の方である場合
ただし、60 歳以上とは、経過措置により昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれの方とします。
- ⑨ 同居者に小学校就学前の方がいる場合

(4) 市税等に滞納のない方

(5) 家屋等の固定資産をお持ちでない方

(6) 入居申込者、同居親族が暴力団員でないこと

(7) 世帯の月額収入計算

2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日の 1 年間における所得税法の規定による所得額から、以下の額を控除し、12 で除した額

- ① 同居者または控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居者以外の者 1 人につき 38 万円
- ② 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、各々 1 人につき 10 万円
- ③ 扶養親族が特定扶養親族である場合 1 人につき 25 万円
- ④ 入居者又は①に規定する者に障がい者の方がいる場合 1 人につき 27 万円(特別障がい者である場合は 40 万円)
- ⑤ 入居者又は同居者に寡婦がある場合には、その寡婦 1 人につき 27 万円(ただし、その方の所得金額が 27 万円未満である場合は、その金額)
- ⑥ 入居者又は同居者にひとり親がある場合には、そのひとり親 1 人につき 35 万円(ただし、その方の所得金額が 35 万円未満である場合は、その金額)
- ⑦ 入居者又は同居者に給与所得や公的年金などの雑所得を有する者がある場合は、その給与所得等を有するもの 1 人につき 10 万円

5. 必要書類

(1) 市営住宅入居申込書(建設課でお渡しします。)

(※) 世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載した場合は、(3)住民票、(4)所得課税証明書の取得は不要となります。

(2) 同意書(建設課でお渡しします。)

(3) 住民票(入居希望者全員)謄本

(※) 市民サービス課及び各コミュニティセンターにおいて、住民票を取得してください。

(4) 所得課税証明書(15歳以上で学生以外の方全員分)

(※) 税務課及び各コミュニティセンターにおいて、直近年の所得課税証明書を取得してください。

(5) 納税証明書(未納がない証明書)

(※) 税務課及び各コミュニティセンターにおいて、納税証明書を取得してください。

(※) 市営住宅入居申込書に、世帯全員分の個人番号(マイナンバー)を記載しても、納税証明書の発行を省略することができませんので、税務課窓口において手数料(1通200円)をお支払いください。

(6) 身体障がい者手帳等をお持ちの方はその写し

6. 個人番号(マイナンバー)を記載する際に必ずご持参していただくもの

(個人番号(マイナンバー)の確認)

・個人番号(マイナンバー)を確認できるもの

(例) マイナンバーカード、通知カード(ただし、住所・氏名等が住民票に記載されている内容と一致しているものに限る)、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

・身元の確認できるもの

(例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳などの顔写真付きの証明書など

※上記が困難な場合は、健康保険証と年金手帳などの写真なしの書類 2 点

(本人ではなく代理人の場合)

・代理権の確認(法定代理人は戸籍謄本など、任意代理人は委任状)

・代理人の身元の確認

(例) 代理人のマイナンバーカード、運転免許証など

・本人の個人番号(マイナンバー)

(例) マイナンバーカード、通知カード(ただし、住所・氏名等が住民票に記載されている内容と一致しているものに限る)、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書

7. 納税証明取得の際に必ず窓口へご持参していただくもの

(本人の場合)

・本人確認書類（写真付きの物がある場合）

（例）運転免許証、パスポート、個人番号カード（通知カードは不可）、身体障がい者手帳等の公的機関が発行するもの

・本人確認書類（写真付きの物がない場合）

（例）国民健康保険被保険者証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証等の公的機関が発行するもの2点

(本人ではなく代理人の場合)

・本人確認書類(代理人)（写真付きの物がある場合）

（例）運転免許証、パスポート、個人番号カード（通知カードは不可）、身体障がい

者

手帳等の公的機関が発行するもの

・本人確認書類(代理人)（写真付きの物がない場合）

（例）国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の公的機関が発行するもの2点

・委任状

（※）同じ世帯の方の場合は委任状は必要ありません。

8. その他

上記以外に必要な応じて確認書類等を提出・提示していただく場合や、聞き取りをさせていただきます場合があります。

(※) 入居順位の抽選について

入居募集から、入居順位決定抽選日までに他機関と入居資格調査のため、1か月程時間を要しますのでご了承ください。

なお、日程につきましては、建設課よりご通知いたします。

(※) 連帯保証人について

入居が決定した場合は、連帯保証人が必ず2名必要となります。

(連帯保証人) 尾鷲市営住宅条例第12条抜粋

連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 尾鷲市内に住所又は勤務場所を有する者

(2) 入居者の親族である者